

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

○ 介護老人保健施設の廃止

指導監査室

○ 介護医療院の開設許可

指導監査室

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

指導監査室

○

指導監査室

○

指導監査室

○

指導監査室

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

指導監査室

○

指導監査室

○

指導監査室

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

障害福祉課

目次

担当課（室）

【公告】

○ 関の指定に係る事項の変更

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

担当課（室）

○ 公共測量の実施

監理課

○

担当課（室）

○ 公共測量の終了

担当課（室）

○

担当課（室）

○ 道路の位置の指定

建築指導課

【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正
(県例規集登載)

選挙管理委員会

◎岡山県告示第四百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年十月三日

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

岡山県知事 伊原木 隆 太

イオン薬局 倉敷店

倉敷市水江一

令和五年十月一日

メロン薬局

井原市七日市町一〇二

令和五年十月一日

東児薬局

玉野市東田井地一三九八

令和五年十月一日

成羽かわかみ薬局

高梁市成羽町下原三二六―一

令和五年十月一日

エスマイル薬局 高梁店

高梁市南町七九―一

令和五年十月一日

つくし薬局

総社市中央三―一―一〇一

令和五年十月一日

どんぐり薬局

倉敷市黒崎二六―一

令和五年十月一日

らくだ薬局 茶屋町店

倉敷市茶屋町四九四―六

令和五年十月一日

アイン薬局 吉備中央店

加賀郡吉備中央町吉川七五二〇―一〇

令和五年十月一日

高橋薬局

津山市加茂町桑原七〇―一

令和五年十月一日

エスマイル薬局 ほのぼの店

総社市富原三四五―二

令和五年十月一日

エスマイル薬局 成羽店

高梁市成羽町下原四一二

令和五年十月一日

◎岡山県告示第四百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

芳徳薬局 入田店

美作市入田二二五十三

令和五年九月三十日

芳徳薬局 英田店

美作市福本五七二一

令和五年九月三十日

芳徳薬局

美作市栄町四〇一

令和五年九月三十日

ドルフィン薬局

浅口市寄島町三〇六四

令和五年九月三十日

そよかぜ薬局 寺元店

苫田郡鏡野寺元三四一七

令和五年九月三十日

◎岡山県告示第四百八十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援・放課後等デイサービス かえでの家

2 所在地

赤磐市松木五四九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人岡山こども協会

2 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘西三丁目一四番地の一九

三 指定年月日

令和五年十月一日

四 事業所番号

三三五一三〇〇一四四

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百八十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アートチャイルドケアSEDSスクール岡山早島Plus+

2 所在地

都窪郡早島町前潟三九〇―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

アートチャイルドケア株式会社

2 主たる事務所の所在地

東京都品川区東品川一丁目三番一〇号

三 指定年月日

令和五年十月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇一三八

五 サービスの種類

児童発達支援、保育所等訪問支援

◎岡山県告示第四百九十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護療養型老人保健施設かももの郷

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慈恵会

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年九月七日

四 介護保険事業所番号

三三五〇三八〇〇五五

五 サービスの種類

介護老人保健施設

◎岡山県告示第四百九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護医療院かもの郷

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一番地

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慈恵会

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一番地

三 許可年月日

令和五年九月二十六日

四 介護保険事業所番号

三三B〇三〇〇〇二七

五 サービスの種類

介護医療院

◎岡山県告示第四百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

陽よりヘルパーステーション

2 所在地

総社市美袋八四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

N企画合同会社

2 主たる事務所の所在地

総社市美袋八四番地一

三 指定年月日

令和五年十月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇五四九

五 サービスの種類

行動援護

◎岡山県告示第四百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

リンクスライヴ笠岡

2 所在地

笠岡市十一番町一一番地五四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社リンクスライヴ

2 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町二一〇四番地一

三 指定年月日

令和五年十月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇四〇四

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第四百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所 三洋

2 所在地

笠岡市中央町二〇番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人笠岡を元気にする会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市四番町三番地二〇

三 指定年月日

令和五年十月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇四二〇

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第四百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

桜が丘東グループホーム

2 所在地

赤磐市桜が丘東五丁目五番三二二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

2 主たる事務所の所在地

和气郡和气町日笠下字大平一六一三番地の五

三 指定年月日

令和五年十月一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇二八三

五 サービスの種類

短期入所

◎岡山県告示第四百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター矢掛

2 所在地

小田郡矢掛町小林七八―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ニチイ学館

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地

三 廃止年月日

令和五年九月三十日

四 事業所番号

三三一二八〇〇〇二六

五 サービスの種類

同行援護

◎岡山県告示第四百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター総社

2 所在地

総社市駅前二―一〇―一六 ベルメゾン一〇一号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ニチイ学館

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地

三 廃止年月日

令和五年九月三十日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇二二六

五 サービスの種類

同行援護

◎岡山県告示第四百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

| 指定した医療機関 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の種類 | 指定年月日 |
|-----------------|---------------|-----------|----------|
| 高梁中央訪問看護ステーション | 高梁市南町五三 | 訪問看護（腎臓） | 令和五年十月一日 |
| 金光病院訪問看護ステーション | 浅口市金光町占見新田七四〇 | 訪問看護（腎臓） | 令和五年十月一日 |
| ナビ薬局赤坂店 | 赤磐市西窪田五三四―二 | 調剤 | 令和五年八月一日 |
| 芳徳薬局 | 美作市栄町四〇―一 | 調剤 | 令和五年十月一日 |
| 芳徳薬局英田店 | 美作市福本五七二―一 | 調剤 | 令和五年十月一日 |
| 芳徳薬局入田店 | 美作市入田二二五―三 | 調剤 | 令和五年十月一日 |

◎岡山県告示第四百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の種類 | 更新年月日 |
|--------------|---------------|-----------|----------|
| タカヤクリニツク | 井原市高屋町三―二四―一〇 | 腎臓 | 令和五年十月一日 |
| 高橋薬局 | 津山市加茂町桑原七〇―一 | 調剤 | 令和五年十月一日 |
| エスマイル薬局鶴山店 | 津山市川崎一七五六―二二 | 調剤 | 令和五年十月一日 |
| 東児薬局 | 玉野市東田井地一三九八 | 調剤 | 令和五年十月一日 |
| メロン薬局 | 井原市七日市町一〇二 | 調剤 | 令和五年十月一日 |
| エスマイル薬局ほのぼの店 | 総社市富原三四五―二 | 調剤 | 令和五年十月一日 |
| エスマイル薬局高梁店 | 高梁市南町七九―一 | 調剤 | 令和五年十月一日 |
| ザグザグ薬局下市店 | 赤磐市下市三六四―三 | 調剤 | 令和五年十月一日 |
| エスマイル薬局立脇店 | 浅口市鴨方町深田九九〇―四 | 調剤 | 令和五年十月一日 |
| のぞみ薬局たかの店 | 津山市高野本郷一四一五―三 | 調剤 | 令和五年十月一日 |

◎岡山県告示第五百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

| 名 称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---------|----------|-------------|-------------|----------|
| 湯郷薬局 | 医療機関の所在地 | 美作市湯郷九一五―一四 | 美作市湯郷九一五―二二 | 令和五年九月一日 |
| クローバー薬局 | 医療機関の所在地 | 笠岡市二番町三一五 | 笠岡市五番町五一―一 | 令和五年九月一日 |
| クローバー薬局 | 医療機関の名称 | クローバー薬局 | アイ薬局 | 令和五年九月一日 |

◎岡山県告示第五百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

ナビ薬局赤坂店

赤磐市西窪田五三四―二

調剤

令和五年七月三十一日

芳徳薬局

美作市栄町四〇―一

調剤

令和五年九月三十日

芳徳薬局英田店

美作市福本五七二―一

調剤

令和五年九月三十日

芳徳薬局入田店

美作市入田二二五―三

調剤

令和五年九月三十日

令和5年10月3日 岡山県公報 第12537号

〔四九八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|--------------------------|-------|
| 玉野市宇野地内 | 測量区域 |
| 公共測量（四級基準点測量、路線測量及び現地測量） | 測量の種類 |
| 令和五年九月二十五日から同年十二月十七日まで | 測量期間 |

令和5年10月3日 岡山県公報 第12537号

〔四九九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

| | |
|----------------------------------|-----------------------|
| 倉敷市真備町市場 地内 | 測 量 区 域 |
| 公共測量（基準点測量及び路線 測量） | 測 量 の 種 類 |
| 令和五年九月二十一日か ら令和六年三月二十二日 まで | 測 量 期 間 |

令和5年10月3日 岡山県公報 第12537号

〔五〇〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|-------|----------------------------|
| 測量区域 | 高梁市落合町近似 地内 |
| 測量の種類 | 公共測量（用地測量） |
| 測量期間 | 令和五年十月二日から令和 六年二月二十八日まで |

〔五〇一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|----------------------------|-------|
| 岡山県南區大福及 び妹尾地内 | 測量区域 |
| 公共測量（三級基準点測量及び 四級基準点測量） | 測量の種類 |
| 令和五年九月十五日 | 終了年月日 |

〔五〇二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、久米南町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

| | |
|--------------|-------|
| 久米郡久米南町安ヶ嶋地内 | 測量区域 |
| 公共測量（基準点測量） | 測量の種類 |
| 令和五年九月八日 | 終了年月日 |

〔五〇三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | | | |
|---------------------------------------|---|-----------------|-----------------|
| 指 定 年 月 日 号 | 道 路 の 位 置 | 道路の幅員 (メートル) | 道路の延長 (メートル) |
| 岡山県指令備中局 建第四〇七一号 令和五年九月二十 一日 | 浅口市金光町占見新田一三三八番 一、一三三八番三、一三三八番四、 一三三八番一地先道路 | 六・〇二 | 一一八・九 二 |

◎岡山県選管告示第八十号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年十月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中「総社市総社二―二二―四三」を「総社市金井戸一五〇―一」に改める。